

(新)業務部門二酸化炭素削減モデル事業(石油特会)

200百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量が増加している業務その他部門・運輸部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠である。特に、省エネ法の対象とならない中小施設への対策技術の普及が課題となっている。

そこで、省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促す。

事業者から対策について提案を募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優れた提案に対し支援することとし、設備導入等の対策事業費の一部を補助する。

対策普及の水平展開が図れるよう、フランチャイズチェーン店などの組織を活用した事業や、地下街・商店街など複数の事業者が連携して行う事業を対象とすることとし、平成17年度はコンビニエンスストア等からの提案による実施を予定する。

(参考) 想定される対策技術例

冷蔵冷凍空調設備の一体システムの導入、空調・冷凍・冷蔵・照明の省エネ制御

2. 事業計画

17年度 コンビニエンスストア、地下街・商店街

18～19年度 ファーストフード、ボランティアチェーン、
テナントビル、ホテルチェーン等

補助対象者：民間

負担割合：国1/3

補助基本額及び件数：400万円×50店舗×3事業者×1/3

3. 施策の効果

採択したモデル事業の各業種における対策技術の普及が進み、業務部門、特に中小施設からの二酸化炭素排出量が削減される。

業務部門二酸化炭素削減モデル事業

コンビニエンスストア等

フランチャイズ本部

- モデル性の高い対策を立案・実施
- 従来目標を深掘した高い目標の削減対策
 - 店舗に水平展開できる合理的な対策
 - 他の中小規模小売店の模範となりうる対策

個別店舗

- 対策技術導入
- 施設整備等
 - CO2削減

対策実施
を指示

提案

CVSと環境省の
パートナーシップ

支援

- コンビニエンスストアにおけるCO2削減対策モデル事業
- CVSからの優れた提案を選定
 - 選定した削減対策事業に1/3補助

環境省

店舗に広く展開
フランチャイズ全体で効果
的なCO2削減を達成

成果の
広がり

小売業の中小規模店舗にも
適用できる対策モデル
他のFC分野でも実施